

2020年9月1日 制定

2021年6月1日 Rev.1

NPO法人笠岡を元気にする会

災害対策マニュアル

このマニュアルはNPO法人笠岡を元気にする会において「地震」、「火災」、「風水害」その他による大規模災害の発生に備えて被害を未然に防止するため、または災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるための対応を目的とする。

I. 災害に備えて

突発的な災害に備えるため、日頃から次の点に留意しておく。

- ①建物等の非常口や災害時の避難場所を確認しておくこと。
- ②職員、利用者に必ず避難経路を周知しておくこと。
- ③書棚等転倒の恐れのあるものは、転倒防止装置を取り付けておくこと。
- ④重い物、割れやすい物を書棚の上などに置かないこと。
- ⑤床のコード類を整理しておくこと。
- ⑥廊下に来るだけ荷物を置かないこと。
- ⑦ガス栓、電気遮断器等の場所を把握しておくこと。
- ⑧災害発生時の通報体制を確認しておくこと。
- ⑨被災時の居場所確認のため、緊急時連絡網を作成しておくこと。
- ⑩災害対策本部が設置された場合の自分の役割を確認しておくこと。

II. 災害時の対応

1. 地震発生時の対応

地震発生時の三原則		
①その場にあった身の安全確保	②出口の確保	③すばやい火の始末

(1)地震発生時

部屋にいる時

- ①テーブルや机の下に身を隠し、落下・転倒物から身を守る。
- ②ドア付近にいる人は、ドアを開け出口を確保する。
- ③窓際にいる人は、窓ガラスの飛散を防ぐためにブラインドやカーテンを閉め、急いで窓際から離れる。

□廊下にいるとき

- ①壁が崩れてくる恐れがあるので、衣服や持ち物などで頭を覆い、速やかに近くの部屋の中に避難してテーブルの下にもぐる。
- ②移動が困難と判断した場合は、衣服や持ち物なので頭を覆ってかがみこむ。

□エレベーターに乗っているとき

- ①全ての階のボタンを押して、停止した階で降りる。
- ②途中で停止した場合は、非常ボタン又はインターホンで外部に救助を求める。

□屋外にいるとき

- ①建物やブロック塀等の倒壊の恐れのあるものから離れる。

(2)地震沈静化後

- ①地震沈静化後は指定された一次避難場所に避難する。
- ②安否確認を行う。

2. 火災発生時の対応

火災発生時の三原則		
①早く知らせる	②早く消火する	③早く非難する

(1)早く知らせる

- ①「火事」ということを大声で叫び、近くの人に早く知らせるようにする。
- ②非常ベルがあれば使用し、慌てずに119番に通報する。

(2)早く消火する

- ①身の安全を守るための脱出口を確保してから、バケツ、消火器、濡れた布などを使って消火に当たる。
- ②必要に応じて自衛消防隊を編成し、消火活動に当たる。
- ③消防隊が到着した場合には、火災の延焼状況を報告するとともに、可能な範囲で消火活動に協力する。

(3)早く非難する

- 火が大きくなった時には無理な消火をしようとせず、次の要領で素早く避難する。
- ①タオルやハンカチで鼻と口を覆い、煙を吸わないよう姿勢を低くして避難する。

3. 風水害発生時の対応

風水害発生時の三原則		
①気象情報に気をつける	②点検補修は早めに	③避難の準備を

(1)風水害情報収集

△

- ①台風、大雨暴風警報等の事前情報や、大きく天候が崩れた場合に、管理者を中心にパソコン、スマートフォン等を使用して、早く正確な情報を把握する。
- ②管理者に限らず、情報収集が可能な職員は各自情報収集すると共に現状把握に努める。

(2)風水害発生時

- ①気象情報に注意しながら、建物の点検を行い、必要に応じて補強する。また屋外の飛散する恐れのある物を屋内に搬入する。
- ②大木やブロック塀等倒壊の恐れのあるものから離れる。車やバイク等も必要に応じて移動させる。
- ③低地においては土嚢を準備するなど、浸水防止に努める。
- ④カーテンやブラインドにより窓ガラスの飛散に備えるとともに、窓ガラスから離れる。
- ⑤土砂崩れ等が想定される地区においては、早めに避難準備を進める。

Ⅲ. 災害時の連絡体制

被害及び避難の状況報告は、災害対策の基本となるものなので、正確かつ適切な状況報告をすることが大切である。また、各事業所間においても通報体制を整備しておく。

- (1)災害発生時の緊急連絡体制は別紙1の通りとする。
- (2)災害対策本部が設置された場合の連絡先は別紙2の通りとする。
- (3)災害時の緊急連絡先は別紙2の通りとする。

IV. 災害対策本部

1. 災害対策本部の設置

- (1) 理事長(以下、対策本部長)は災害が発生したとき、または発生する恐れがあるときは、災害対策本部を設置する。
- (2) 対策本部の組織は別紙3の通りとする。
- (3) 重大な災害が勤務時間外に発生した場合は、理事長又は出勤できた上位に職員が対策本部を設置するものとする。
- (4) 対策本部は生活介護事業所 三洋の1階に設置するものとする。

2. 要員の確保

- (1) 対策本部の構成員となる者は、対策本部の有無が判明するまで待機する。
- (2) 対策本部長は勤務時間内に対策本部を設置したときは、家族、家屋等の安全が確認できた職員を中心に、対策本部の要員を確保する。
- (3) 対策本部長は、勤務時間外に対策本部を設置したときは、直ちに構成員を招集し、出勤してきた職員により、対策本部の要員を確保する。
- (4) 対策本部長は、対策本部の業務が長時間となる可能性が高いことから、職員の心身の健康に十分留意する。
- (5) 対策本部長は、家族の負傷等職員個々の状況に応じて必要な場合は職員を帰宅させる。
 - ① 帰宅させる場合は、交通事情、道路事情に注意し安全を確認したうえで帰宅させ、帰宅後、被災状況を当該職員が所属する管理者に報告させる。
 - ② 帰宅した職員は、家族の安否、家屋の被災状況を確認のうえ、出勤可能となった場合は直ちに出勤する。

V. 災害応急対策

1. 避難、安否の確認

- (1) 被災した場合の利用者及び職員の一次避難場所は別紙4の通りとする。
- (2) 職員は被災時に火器設備・器具を使用中の場合は、直ちに安全措置を講じるとともに、利用者及び建物内にいる者を上記一次避難場所に避難させる。
- (3) 管理者は避難した利用者及び職員の氏名及び負傷した者の状況を調査し、その安否を確認する。
- (4) 管理者は利用者及び職員の家族の安否並びに被害状況を確認する。
メール、電話及び直接現場を確認する等、あらゆる手段を講じて速やかに確認する。

2. 応急処置

- (1) 職員は、二次災害の発生に注意を払い、建物、通路等の安全を確認する等、災害の拡散を防ぐよう努める。
- (2) 職員は、石油、ボイラー燃料等の取り扱い施設について直ちに立入禁止措置をとる。
- (3) 職員は、災害による行方不明者、負傷者の発見に努め、救護・救援活動を行う。
- (4) 職員は、負傷者を発見した場合には救急衛生対策班と連絡をとり、その指示に従う。

3. 災害時に必要な物資の調達

- (1) あらかじめ、災害時に必要な食料品等の救援物資を整備する。
- (2) 物資対策班は、救援物資搬入及び保管のための場所を確保する。

VI. 災害復旧

1. 被害状況の把握

管理者は災害による施設、設備、土地及び備品等の被害状況を速やかに調査する。
被害状況は、手を加える前に写真、ビデオ等により日付入りで記録する。

2. 災害復旧

- (1) 管理者は職員の勤務環境の整備他、災害復旧に必要な業務に努める。
- (2) 事務担当者は備品等の早期調達及び修繕に努める。

3. 二次災害の防止

- (1) 管理者は敷地、建物の崩壊等に異常があるか確認を行い、二次災害の防止に努める。

Ⅶ. 行政機関への対応

1. 被害状況の報告、記録

被害状況の報告、記録については各事業所の管理者が作成した後、事務担当者へ渡す。

(1)発生時

- ①電話、口頭、電子メール等により災害発生の日時、場所、災害の原因、被害の程度を報告する。

(2)中間報告

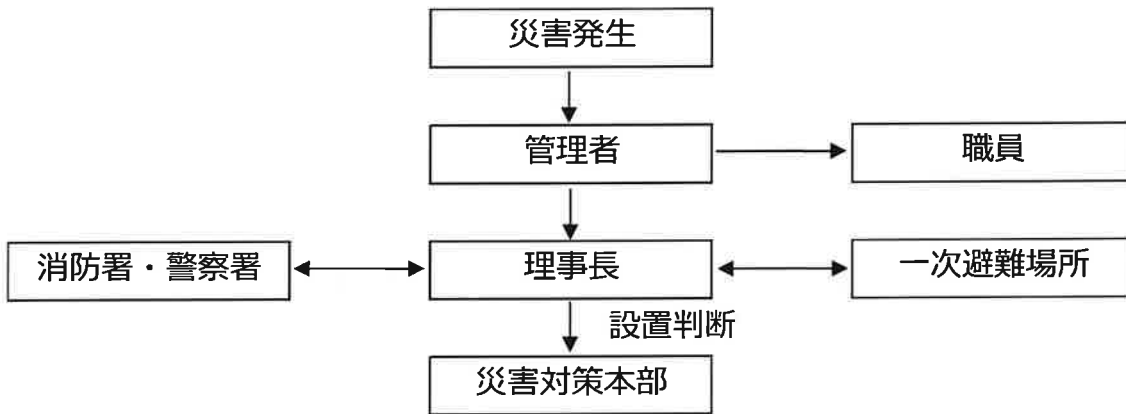
- ①その後判明した被害状況を、各事業所の集計状況に応じて報告する。
- ②避難場所を開設し、避難者の収容を実施したときは、その状況を報告する。

(3)確定報告

- ①最終的な調査結果に基づく確定被害状況報告書を作成する。

災害発生時の緊急連絡体制

(1)勤務時間内の緊急連絡体制



災害発生時の連絡先

連絡先	電話番号	
笠岡警察署	110	0865-22-0110
笠岡消防署	119	0865-63-7119
笠岡市役所 障がい福祉課	0865-69-2133	
里庄町役場 健康福祉課	0865-44-7007	
浅口市社会福祉課	0865-44-7007	
井原市役所 福祉課	0866-62-9518	
矢掛町役場 保険福祉課	0866-82-1013	
岡山県備中保健所井笠支所 保険課	0865-69-1765	
国定病院	0865-64-3213	
ももの里病院	0865-62-5321	
笠岡第一病院	0865-67-0211	
笠岡市立市民病院	0865-63-2191	
(理事長) 柚木義和	090-3374-0555	
笠岡を元気にする会 事務所	0865-63-0911	
さかもと保険株式会社	0865-62-5868	
塩飽エンジニアリング	0865-66-1661	

災害対策本部組織図

対策本部			対応	
部長 (理事長)	管理者(さとみ)	就労継続支援B型 さとみ	関係部署連絡	利用者安全確認
	管理者(三洋)	生活介護事業所 三洋	避難場所対策 施設対策	
	管理者(すみよしキッズ)	児童発達支援事業所 すみよしキッズ	物資対策 救急衛生対策	

※各管理者は、担当事業所の作業統括を行い、部長への連絡・状況報告を行う。

一次避難場所

事業所名	一次避難場所
生活介護事業所 三洋 児童発達支援事業所 すみよしキッズ	市立笠岡小学校 市立笠岡西中学校 笠岡市中央公民館 貫閲講堂
就労継続支援 B 型 さとみ	里庄町は指定避難場所指定なし 里庄町役場

改訂履歴

2021年6月1日	3. 風水害発生時の対応 (1)風水害情報収集 追加
-----------	-------------------------------